

環 政 第 596 号

平成 21 年 7 月 2 日

富山県環境審議会

会 長 宮 下 尚 殿

富山県知事 石 井 隆 一

富岩運河等の底質に係るダイオキシン類対策について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

富岩運河等の底質に係るダイオキシン類対策について

1 諮問の内容

富岩運河等におけるダイオキシン類対策については、県民の安全・安心を確保することが最も重要な事項であることから、その対策を立案・執行するにあたっては、関係者や県民に十分説明を行い、その理解と協力を得て慎重に進める必要がある。

今般、汚染原因について、発生源ごとの寄与割合が算定されたところであり、この点について当審議会の意見を求めるもの。

2 経緯

平成 12 年度に富岩運河の水質及び底質から環境基準を超えるダイオキシン類が検出されたことから、県では、平成 13 年 8 月に学識経験者など 8 名で構成する「富山県富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会」を設置し、土木部では平成 13 年度から汚染対策方法に関する検討を、生活環境文化部では平成 16 年度から汚染原因に関する調査を進めてきた（これまで 9 回開催）。

3 これまでの取組みとその結果

汚染原因については、ダイオキシン類による汚染時期の解明（底質堆積年代測定）や、そのダイオキシン類がどのような過程で発生したものなのか（統計解析手法）等について検討を進めてきた。

その結果、去る 5 月 18 日に開催された第 9 回検討委員会において、富岩運河等における主要な発生源（農薬 PCP、農薬 CNP、燃焼及び PCB）について、ダイオキシン類の現存堆積量に占めるそれぞれの寄与割合が算定されたところである（参考資料のとおり）。

なお、対策方法については、浚渫除去工法及び覆砂工法が富岩運河における適用性が高いとされ、今後、工法の組合せや適用範囲について引き続き検討委員会において詳細に検討することとされている。